

一般競争入札（事後審査型）公告

次の修繕は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について公益財団法人山梨県下水道公社財務規程第72条の7第1項の規定により公告します。

令和7年11月20日

公益財団法人山梨県下水道公社
理 事 長 上野 良人

一般競争入札（事後審査型）公告個別事項

入 札 番 号	第 070335 号	
事 業 名	峡東流域下水道事業	
修 繕 名	日川及び浅川汚水中継ポンプ場自家発電機分解点検・整備	
修 繕 場 所	日川及び浅川汚水中継ポンプ場	
工 期	令和7年12月19日 から 令和9年1月29日 まで	
概 要	日川汚水中継ポンプ場自家発電機分解点検・整備（現地） 1 台 浅川汚水中継ポンプ場自家発電機分解点検・整備（現地） 1 台	
参 加 資 格	山梨県建設工事競争入札参加有資格者 名簿登載営業種目	電気工事業
	企業の施工実績	山梨県内において、請負金額1千万円以上の自家発電機に関する工事若しくは修繕又は請負金額1千万円以上の下水道分野で電気工事業に関する工事若しくは修繕の施工実績があること。（平成22年4月以降に引渡した工事又は修繕業務）
日 程	公告日	令和7年11月20日
	設計図書等配布開始日時	令和7年11月20日 午前10時 から
	設計図書等配布締切日時	令和7年12月4日 午後 4時 まで
	設計図書等の内容に関する質問提出期限	令和7年12月4日 午後 4時 まで
	入札参加資格確認申請受付開始日	令和7年11月27日
	入札参加資格確認申請受付締切日	令和7年12月4日 <u>（必着）</u>
	入札書提出期限	令和7年12月10日 午後 5時 まで <u>（必着）</u>
	開札日時	令和7年12月11日 午前11時
入 札 方 法	郵便入札（公益財団法人山梨県下水道公社郵便入札の手引きによる。）	

提出書類	入札参加資格確認申請時	入札参加確認申請書、 施工実績を証明するための書類
	入札時	入札書 委任状（代理人をして入札させるときのみ） 修繕費内訳書
	提出方法	郵便
苦情の 申し立て	入札参加資格（質問）	入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から 起算して7日（山梨県の休日を含める条例（平成 元年山梨県条例第6号）第1条に規定する 県の休日（以下「山梨県の休日」という。）を 除く。）以内
	入札参加資格（回答）	質問書提出の翌日から起算して10日（山梨県 の休日を除く。）以内
提出先 問い合わせ先	〒406-0046 山梨県笛吹市石和町東油川字北畑417 公益財団法人山梨県下水道公社 事務局（峡東浄化センター内） TEL・FAX 055-263-2738 E-mail:jimukyoku@yamanashi-swc.or.jp URL:https://www.yamanashi-swc.or.jp/	

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項（郵便入札）

1 郵便入札

本入札は郵便入札である。入札書の提出は、郵送によるものとする。

郵便入札の詳細については、公益財団法人山梨県下水道公社郵便入札の手引きによる。

2 入札参加者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- （1）山梨県の建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者のうち、一般競争入札（事後審査型）公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たすものであること。
- （2）公社財務規程第72条の4の規定に該当しないこと。
- （3）公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- （4）公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）公告の日から契約を締結する日までの期間に、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- （7）山梨県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- （8）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

入札参加を希望する者は、入札参加確認申請書、2（1）に定める施工実績を証明するための書類（契約書の写し）を、「個別事項」に記載の期間に、提出先の部署に郵送（「一般書留」、「簡易書留」、「レターパックプラス（レターパックライト不可）」のいずれか）により提出すること。

4 入札参加資格の有無の確認

入札執行後に確認する。

5 入札参加資格の確認の通知

- （1）入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。
- （2）入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた詳細な理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。申し立て方法は、「個別事項」に記載の期限までに、提出先に質問すること。
- （3）（2）により説明を求められたときは、「個別事項」に記載の日までに書面により回答する。

6 設計図書等の配布

（1）配布

設計図書、入札参加資格確認申請書等は、「個別事項」に記載の期間において、問い合わせ先の公益財団法人山梨県下水道公社のホームページからダウンロードすること。

（2）設計図書等の内容に関する質疑

設計図書に疑義がある場合は、「個別事項」に記載の期間において書面（質問書の様式自由）により、問い合わせ先に質問（電子メール又はファクシミリ）すること。

質問に対する回答は、各質問書提出の翌日から起算して2日（山梨県の休日を除く。）以内に入札参加者申請者全員に随時電子メール又はファクシミリで回答する。

7 入札書等の提出

（1）入札書の提出方法

入札書の提出は、郵送によるものとする。郵送方法は「一般書留」、「簡易書留」、「レターパックプラス（レターパックライト不可）」のいずれかとする。

（2）入札書の提出期限

「個別事項」に記載のとおり。 （必着）

（3）入札書の提出先

「個別事項」に記載のとおり。

8 開札の日程等

（1）開札の日時

「個別事項」に記載のとおり。

（2）開札の場所

公益財団法人山梨県下水道公社（峡東浄化センター内） 2階会議室

9 入札手続等

(1) 入札執行回数

2回までとする。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の辞退

入札を辞退する者は、辞退理由書（様式自由）を提出するものとし、速やかに「個別事項」に記載する提出先の部署にファクシミリにより送付すること。

(4) 入札の無効

公益財団法人山梨県下水道公社郵便入札の手引き7（入札の無効について）に該当する入札、競争入札心得第8条の規定に該当する入札、この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者について、入札参加資格を審査の上、落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札参加資格の審査の結果、資格がないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を、入札参加資格の審査の上、落札者とすることがある。
- ② この修繕は、契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けており、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を、入札参加資格の審査の上、落札者とする。

(6) その他

- ① 入札に際し、修繕費内訳書を提出すること。修繕費内訳書の様式は自由であるが、設計図書に示された項目毎に金額等を明らかにすること。なお、修繕費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書を添付すること。
- ② 入札参加者は、競争入札心得及び設計書等を熟読し、これを遵守すること。
- ③ 公益財団法人山梨県下水道公社郵便入札の手引きに記載された事項は、競争入札心得に優先する。

10 その他

(1) 最低制限価格 有

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付（契約金額の10分の1以上）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 前払金 適用（契約金額の4割以内）

(5) 部分払 適用

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 現場説明会 行わない